

1. 件名：「東通原子力発電所1号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(65)及び大間原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(93)」

2. 日時：令和2年12月10日(木)9時30分～10時15分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、中村主任安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、松末技術参与、杉野首席技術研究調査官、道口技術研究調査官

東北電力株式会社 土木建築部 部部長 他9名

電源開発株式会社 原子力技術部 部長 他5名

テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社(以下、「東北電力」という。)から、平成26年6月10日に申請のあった東通原子力発電所1号炉(以下、「東通」という。)の設置変更許可申請及び電源開発株式会社(以下、「電源開発」という。)から、平成26年12月16日に申請のあった大間原子力発電所(以下、「大間」という。)の設置変更許可申請のうち、それぞれに共通する太平洋側の連動型地震に起因する津波評価に関して、両社のモデル設定の考え方等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認をした。  
東通特性化モデル と大間基準波源モデル の設定の考え方の相違点について

前回ヒアリング（令和元年11月26日）からの変更点について  
ライズタイムの設定について

（3）東北電力及び電源開発から、確認事項に対し、以下の回答があった。

それぞれについて超大すべり域・大すべり域の面積比率を、東通特性化モデルでは、杉野ほか（2014）の面積比率を上回るように、大間基準波源モデルでは、杉野ほか（2014）の面積比率を保持するように設定しており、この点のみが相違点である。

前回ヒアリング（令和元年11月26日）から、内閣府（2020）が公表されたこともあり、それに関する本編資料の変更はあるが、モデル設定に関しては変更点はない。

両社とも概略パラスタの結果を踏まえ、ライズタイムは60秒に設定している。

## 6. 提出資料

- ・東通原子力発電所1号炉 コメントリスト(地震・津波関係):審査会合
- ・東通における「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波評価に用いる特性化モデル及び東通における津波解析条件
- ・東通原子力発電所 基準津波の策定のうち「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波の評価について（コメント回答）
- ・東通原子力発電所 基準津波の策定のうち「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波の評価について（コメント回答）(補足説明資料)
- ・大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)
- ・大間における太平洋側の連動型地震に起因する津波評価に用いる基準波源モデル及び大間における津波解析条件
- ・大間原子力発電所 基準津波策定のうち三陸沖から根室沖のプレート間地震に伴う津波等について（コメント回答）
- ・大間原子力発電所 基準津波策定のうち三陸沖から根室沖のプレート間

地震に伴う津波等について(コメント回答)(補足説明資料)